

内管漏えい検査 委託の手引き

由利本荘市

令和3年1月1日

内管漏えい検査 委託の手引き

目次

1. はじめに
2. 委託要件の基本的事項
 - (1) 前提
 - (2) 基本要件
 - 1) 認定要件
 - 2) 欠格要件
 - 3) 保安水準の確保
 - 4) 自主保安業務の実施
 - 5) 再委託への対応
 - 6) 委託の取り消し等
 - (3) 定期漏えい検査の要件
 - 1) 対象範囲
 - 2) 必要資格
 - 3) 業務実績
 - 4) 関与・統制、信頼性
 - 5) 継続的な体制確保
 - 6) 効率的な運用
 - (4) 開栓時漏えい確認の要件
 - 1) 対象範囲
 - 2) 必要資格
 - 3) 業務実績
 - 4) 体制確保
 - (5) その他
 - 1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査
 - 2) 受託するための手順・手続き
 - ①受託相談
 - ②受託申請手続き
 - ③申請書類確認
 - ④委託先選定

1. はじめに

本手引きは、由利本荘市（以下「本市」という。）が都市ガス事業における開栓時及び定期漏えい調査（以下「内管漏えい検査」という。）の保安水準及び業務の継続性を確保するため委託要件を示すために作成したものです。

都市ガスの設備（内管）は、ガス事業法で規定する「ガス工作物」にあたります。ガス工作物に関しては、ガス事業法第61条に規定されるガス工作物の技術基準適合維持義務が一般ガス導管事業者に課せられているなど、ガス事業法や関連する法令等により様々な規定があり、一般ガス導管事業者はこれを全うする義務を負っています。

そのため、一般ガス導管事業者である本市は、この責任を共に全うするため委託要件に必要な業務の内容及び、その他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い保安の確保や継続的な業務を行うことができることを前提に委託先を選定しています。

[参考] ガス事業法（抜粋）2017年4月1日施行

第61条 第1項

一般ガス導管事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第65条 第1項

一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、ガス主任技術者免状の交付を受けている者であって、経済産業省令で定める実務の経験を有するものの中から、ガス主任技術者を選任し、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせなければならない。

第193条

ガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設を変更した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2. 委託要件の基本的事項

(1) 前提

- ・本市は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするため委託要件を定める。

- ・委託先はその要件を遵守する。
- ・内管漏えい検査とは、法定業務である「定期漏えい検査」、および自主保安業務である「開栓時漏えい確認」のことをいう。
- ・「手引き」作成にあたり保安水準を確保するため、本市の自主的な保安の取り組みについて必要な要件を記載しており、この定めた自主的な保安の取り組みを委託先は実施すること。
- ・「定期漏えい検査」は、法定業務として厳格性が要求されることから、委託先は適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的な体制を確保すること。

(2) 基本要件

1) 認定要件

- ・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ・継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・「内管検査員」資格を有する要員を一定数（概ね5名）以上確保しており、業務に従事させること。

2) 欠格要件

- ・破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
- ・委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。
- ・反社会勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
- ・その他本市が別途定める要件に該当する者。

3) 保安水準の確保

- ・本市は、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認する。

- ・本市は、内管漏えい検査の抜き取り検査を行い、検査結果を委託先管理者へフィードバックする。
- ・委託先は、保安水準を確保するための体制を本市の定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告すること。変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。
- ・委託先は、本市が定めた自主保安業務を実施すること。
- ・委託先は、本市が定めた保安品質、その他の教育に参加協力すること。
- ・委託先は、本市が実施する内管漏えい検査の実施状況確認のための委託先の事業所監査を受けること。また、監査結果の指摘・改善事項等に対して、真摯に対応するよう努めること。
- ・委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者・検査員へ保安に関する指示を行う、本市が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。
- ・委託先の管理者は、本市が実施する内管漏えい検査結果のフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。

4) 自主保安業務の実施

- ・委託先は保安水準の確保の観点から内管漏えい検査と併せて以下の業務を実施すること。

①マイコンメーターの点滅有無確認

②ガス警報器設置有無の確認及び需要家に対し設置の促進

③お客さまに対する点検結果のお知らせの説明

5) 再委託への対応

- ・委託先は、あらかじめ書面により本市の承諾を得たうえで、再委託の手続きを行うこと。
- ・委託先は、本市と委託先との契約内容を、再委託先との契約内容に反映する

こと。

- ・委託先は、再委託先を管理する方法を本市へ事前に書面にて説明すること。
- ・委託先は、定期的に再委託先の管理状況（抜き取り検査結果や指導、監査結果など）を本市へ報告すること。
- ・再委託先は、委託先との契約内容を遵守することの誓約書を、委託先を通じて本市へ提出すること。

6) 委託の取り消し等

- ・本市は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合や委託先に不正または不信な行為が認められた場合は委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。
- ・本市は、委託先が、契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
- ・検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、本市は、委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。

(3) 定期漏えい検査の要件

1) 対象範囲

対象となる業務は以下のとおりである。

- ①灯外内管の外観検査及び漏えい検査
- ②灯内内管の外観検査及び漏えい検査
- ③その他委託業務に関する指示事項

2) 必要資格

定期漏えい検査に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員・

消費機器調査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

3) 業務実績

- ・委託先は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が適正な期間（概ね4年間）以上あること。
- ・検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績（ともにLP除く）が、3か月以上または、内管検査員の資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

4) 関与・統制、信頼性

委託先は、以下のどちらかの要件を満たしていること。

- ・委託先は、本市と都市ガス事業において長期的な取引があること。
- ・委託先は、本市と関与・統制、信頼性を確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

5) 継続的な体制確保

- ・本市は、検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認すること。
- ・委託先は、業務体制、検査要員計画を定期的に一般ガス事業者へ届け出ること。

6) 効率的な運用

- ・本市は、面的などによる確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行う。
- ・委託先は、本市が運用している面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。
- ・委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は本市が定めた方法により法定周期を管理すること。

- ・委託先は、本市が契約仕様書等で指定する様式や貸与する計測器等で検査業務を管理すること。

(4) 開栓時漏えい確認の要件

1) 対象範囲

①訪問及びお客様の確認

- ・該当するお客様（本人または代理人）であることを確認し、開栓の立会によって、保安上の周知を確実に行う。

②灯内内管漏えい有無の確認

- ・灯内内管の漏えい有無の確認を行い、屋内でのガス漏れに起因する事故を防止する。

③ガスメーターの状況の確認

- ・適切なガスメーターが設置されているか確認する。
- ・マイコンメーターの起動操作を行い、ガスを使用できる状態にするとともに、立会者にマイコンメーター機能説明と復帰方法等を説明し、マイコンメーターの正しい理解とトラブル防止を図る。

④点火試験

- ・ガスの置換と供給状態を確認し、安全使用が可能な状態にする。

2) 必要資格

- ・開栓業務に従事する調査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員・消費機器調査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

3) 業務実績

- ・委託先は、開栓時漏えい確認または内管保安・工事の実績が適正な期間（概ね1年）以上あること。

- ・検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が、3か月以上または「内管検査員」の資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けた場合や、内管検査員の業務実績に代わる講習を受講していること。

4) 体制確保

- ・委託先は、開閉栓の繁忙期(引っ越しの多い時期)においても、対応できる体制を確保すること。
- ・委託先は、連続する休日(ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など)においても、一定の業務体制を確保すること。

(5) その他

1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

- ・委託先は、特定地下街・地下室等の場合、委託先が、定期漏えい検査時に近く分設定の確認ができること。
- ・委託先は、内管図面等により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。

2) 受託するための手順・手続き

①受託相談

- ・本市は、受託希望者から相談窓口を確認・相談があった場合は、委託先選定期間や委託要件、受託申請手続きに関して説明する。

②受託申請手続き

- ・受託希望者は、受託申請書(様式1～3)に必要事項を記載し、添付書類を添えて本市が指定する窓口へ提出する。

③申請書類確認

- ・本市は受託希望者から提出された受託申請書の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認する。

【申請・相談窓口】

由利本荘市企業局 管理課

TEL：0184-22-4375

FAX：0184-22-4364

④委託先選定

- ・本市は、保安水準の確保および法定周期遵守の観点から、受託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づいて審査を行い、委託先を選定する。

[定量的基準]

- ・認定要件、必要資格、業務実績(代替となる講習の受講)、継続的な体制の確保など。

[定性的基準]

- ・保安水準の確保(企業、経営者の保安意識など)、関与・統制、信頼性など。

以上

様式1

内管漏えい検査受託申請書

年 月 日

由利本荘市企業管理者 様

申請者住所
業 者 名
代表者氏名

由利本荘市ガス内管漏えい検査受託業者として指定を受けたいので、下記書類を添えて申請します。

(添付書類)

- (1) 申請者（法人の場合はその代表者）の履歴書及び身分証明書
- (2) 法人は、その定款及び登記簿謄本
- (3) 日本ガス協会の内管検査員証の写し
- (4) 納税証明書及び資産証明書
- (5) 前号に掲げるもののほか管理者が必要とする書類

様式3

内 管 検 査 員 そ の 他 従 業 員 名 簿

1. 内管検査員

氏 名	生年月日	住 所	最終学歴	職 名	採用年月日	認定証番号

2. その他従業員

氏 名	生年月日	住 所	最終学歴	職 名	採用年月日

(注意) 関係従業員を全員記入すること